



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ハイマックス
代表者の役職名 代表取締役社長 前田 礼 太
(コード番号 4 2 9 9 東証第二部)
問い合わせ先 常務取締役 中 沢 秀 夫
電 話 番 号 0 4 5 - 2 0 1 - 6 6 5 5

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、現行定款第 8 条(株券の発行)、第 10 条(単元未満株式についての権利)、第 12 条(株主名簿管理人)について、株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、法令で定める限度の範囲内で取締役会の決議をもってその責任を免除することが可能となるようにすること、また、社外取締役及び社外監査役に有能な人材の招聘を容易にするため、当社との間で責任限定契約を締結することができるようにすることを目的として、変更定款案第 28 条(取締役の責任免除)及び第 36 条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。なお、第 28 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記条文の新設、削除に伴い、条数の繰り上げ、繰り下げ等条数の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年 6 月19日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成21年 6 月19日 (予定)

以 上

現行定款・変更定款案対照表

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>②前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>第29条～第35条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式 (削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては扱わない。</p> <p>第12条～第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p data-bbox="277 259 639 327">第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p data-bbox="156 712 501 801">第36条～第39条 (条文省略) (新 設)</p> <p data-bbox="400 949 501 983">(新 設)</p>	<p data-bbox="788 259 1257 327">第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="774 333 1362 501">第36条 当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="852 508 1362 710">②当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p data-bbox="774 714 1145 748">第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1038 775 1094 808">附則</p> <p data-bbox="774 813 1362 943">第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p data-bbox="774 949 1362 1016">第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>